

山口市安心快適住まいる助成事業の流れ

申請書類につきましては、山口市、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会の各ホームページからダウンロードするか、各申請窓口でお受け取りください。

1. 申請書の提出 … **令和元年8月1日から10月31日までに**交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて申請窓口へ郵送

必ず工事を始める前に、交付申請書を提出してください。

※申請前に工事を始めた場合は、助成の対象となりません。

交付申請に添付する書類については、「チェックリスト(必要書類等一覧)」でご確認ください。

交付決定通知書は、9月16日までに提出されたものについては10月1日付けで、9月17日以降に提出されたものについては、受け取った日から15日以内に発送します。



2. 書類審査 … 交付決定通知書交付(郵送)

審査終了後に、交付決定通知書を郵送します。

交付決定通知書を受け取られてから、工事に着手してください。

交付決定通知書に記載されている金額が交付額の上限となります。(交付決定額は工事見積書により算定しますので、実際の工事費が申請時の見積額を下回った場合には、助成金額も減額となります。)

なお、助成金交付決定後、工事を実施しない場合は、必ず申請窓口へ「事業計画取下げ書(第3号様式)」を提出してください。



3. 工事着手～工事完成 … 工事完成後、30日以内に工事完了届(第4号様式)に必要書類を添えて申請窓口へ郵送

助成金の交付決定以後に工事に着手し、工事完了後、30日以内に工事完了届を提出してください。(工事完了届の最終締切:令和2年3月31日)

工事完了届に添付する書類については、「チェックリスト(必要書類等一覧)」でご確認ください。

※写真が不備の場合は、助成金の交付決定を取り消す場合があります。



4. 書類審査 … 助成金確定通知書交付(郵送)

審査後に、助成金確定通知書を郵送します。

助成金確定通知書は、工事完了届を提出された日から15日以内に郵送します。

※工事完了届の提出後、現地検査(着手前及び完成後の写真に基づく工事実施の確認)を行う場合があります。



5. 請求書の提出 … 請求書兼領収書(第6号様式)を提出後、市内共通商品券の交付(申請窓口で交付)

請求書の額と同額の市内共通商品券を交付しますので、申請者(代理の場合は、委任状が必要)は**令和2年5月31日までに**申請された窓口へ、請求書に必要事項を記入の上、助成交付確定通知書、本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)、申請者の認印をご持参ください。

なお、商品券は発行日から6か月間有効です。



6. アンケートの返送 … 返信用封筒に入れて投函(切手貼り付け不要)

市内共通商品券の交付時に、アンケートと返信用封筒をお渡しますので、記入後に返送してください。